

令和3年度利用申請受付のご案内（栄区版）

令和3年4月1日から市内の保育施設の利用を希望される方

郵送で申請を受け付けます。

- ・市内保育施設への利用申請（一次）に限り、専用封筒による郵送申請（認定・利用調整事務センター宛）となります。
- ・現在保留となっている方や、利用中の認可保育施設から他の保育施設への転園をご希望の方も、改めて申請書類一式が必要です。

| | |
|--------|--|
| 郵送受付期間 | 令和2年10月12日（月）～11月2日（月）【消印有効】 |
| 郵送申請方法 | 申請書類一式に加え、「提出書類確認票」と「返信用封筒（宛名記入/94円切手貼付）」を同封のうえ、専用封筒で申請してください。 |

- ・書類に不足・不備がある場合は、郵送又は電話にてご連絡いたします。不足・不備の書類等は、認定・利用調整事務センター宛、令和2年11月30日（月）までにお送りください【消印有効】。締切に間に合わなかった場合は、二次審査に反映します。

区役所窓口では提出書類の確認は行いません。

【区役所窓口申請】

次の1～3に該当する方は、区役所窓口で利用申請を受け付けます。郵送申請はできません。

| | |
|-----------------------------------|--|
| 1 一次申請可能な市外の保育施設の利用申請をする場合 | 裏面『市外の保育施設の利用を希望される方』をご確認ください。 |
| 2 出生前に利用申請をする場合 | 4月1日からの利用申請に限り、「仮申請」として出生前に申請書をお預かりします。母子健康手帳の表紙と出産予定日記載ページのコピーが必要です。 令和3年2月3日（水）までに出生し、出生後2月10日（水）までに区役所窓口にて正式申請が必要です。 |
| 3 障害があるお子様・医療的ケアの必要なお子様の利用申請をする場合 | 個別に保育施設利用のご相談を受け付けます。お早目に区役所の社会福祉職又は保健師までご相談ください。（本館2階26番窓口：電話894-8959） |

| | |
|---------|-----------------------------------|
| 窓口受付締切日 | 令和2年11月16日（月）午後5時まで（閉庁後は受付できません。） |
| 場 所 | 栄区役所本館2階 25番窓口 |

【市外の保育施設の利用を希望される方】

- ・市外の方の申請を一次申請から受け付けない市区町村の保育施設は、申請できない場合があります。
- ・利用申請する保育施設の所在する市区町村にあらかじめお問い合わせいただき、締切日と必要書類を確認してください。申請書類は原則横浜市の様式をご使用ください。
- ・利用申請する保育施設の所在する市区町村の締切日までに、栄区役所を經由して郵送でその市区町村に届くようにする必要がありますので、当該市町村の申請締切日の1週間前までに栄区役所窓口申請してください。

《締切日》

| | |
|-------------|--|
| 市外の施設のみ申請 | 施設がある市区町村の申請締切日の1週間前まで |
| 市外と市内の施設を申請 | 市内の申請締切日（11月16日（月））と当該市区町村の申請締切日の1週間前と比べて早い日にち |

締切日・必要書類・一次申請の可否等は、
必ずご自身で各市区町村に直接ご確認ください。

【一時保育事業について】

- ・週3日程度の保育利用でも差し支えない場合は、一時保育事業の利用をご検討ください。なお、ご利用の際は施設へ直接お申込みください。
- ・横浜市 HP 一時保育のご案内
<http://www.city.yokohama.lg.jp/kodomo/unei/kosodate/ichijiannai.html>

【その他】

- ・一度提出された書類の返却やコピー等はできません。ご提出前にコピーを取り、保管されることをお勧めします。

【選考結果のお知らせについて】

・一次申請

令和3年2月上旬に、内定通知または保留通知を普通郵便で発送する予定です。
選考結果を事前にお電話等で回答することはできません。

・二次申請

一次調整後、受入枠に余裕がある場合に限り、令和3年2月10日（水）を申請締切として二次調整を行います。結果は3月10日前後にお知らせします。

【お問合せ先】 栄区こども家庭支援課 教育・保育担当

電話：045-894-8463